



環球

中国法速報(No.58)

2022年7月20日発行

法令ニュース

2022年6月重要法令解説

コラム

弁護士が見る 時代と歩む中国法——「皇帝の娘」も嫁ぎ先を心配



www.glo.com.cn

編集・発行：環球法律事務所(GLOBAL LAW OFFICE)

日本業務チーム

GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝阳区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階
&20階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200031
上海市淮海中路999号
環貿広場弁公楼一期35階&36階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518052
深セン市南山区深南大道9668号
華潤置地大廈B座27階
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987

成都
〒610041
成都市高新区天府大道北段966号
天府国際金融中心11号楼37階
Tel: (86 28) 8605 9898
Fax: (86 28) 8313 5533

➤ 2022年7月重要法令解説目次

No.	日本語	中国語	公布機関	公布日	施行日	ページ
1	情報安全技術 モバイルスマート 端末向けモバイル インターネット アプリケーション (App)個人情報 取扱活動管理ガ イドライン(意見 募集稿)	信息安全技术 移动智能终端的 移动互联网应用 程序(App)个人 信息处理活动管 理指南(征求意 见稿)	全国情報安全標 準化技術委員会	6月13日	/	3
2	モバイルインター ネットアプリケー ション情報サービ ス管理規定(2022 年改正)	移动互联网应用 程序信息服务管 理规定(2022年 修订)	国家インターネ ット情報弁公室	6月14日	8月1日	3
3	インターネットコメ ントサービス管理 規定(修訂草案意 見募集稿)	互联网跟帖评论 服务管理规定 (修订草案征求 意见稿)	国家インターネ ット情報弁公室	6月17日	/	4
4	サイバーセキュリ ティ標準実践ガイ ドライン—個人情 報越境取扱活動 安全認証規範	网络安全标准实 践指南—个人信 息跨境处理活动 安全认证规范	全国情報安全標 準化技術委員会	6月24日	6月24日	5
5	電気通信ネットワ ーク詐欺防止法 (草案)(二次審議 稿)	反电信网络诈骗 法(草案二次审 议稿)	全国人民代表大 会常務委員会	6月24日	/	5
6	民事強制執行法 (草案意見募集 稿)	民事强制执行法 (草案征求意见 稿)	全国人民代表大 会常務委員会	6月24日	/	6
7	中華人民共和國 独占禁止法(2022 年改正)	中华人民共和国 反垄断法(2022 年修订)	全国人民代表大 会常務委員会	6月24日	8月1日	7
8	インターネットユ ーザーアカウント 情報管理規定	互联网用户账号 信息管理規定	国家インターネ ット情報弁公室	6月27日	8月1日	7

9	事業者結合申告標準に関する國務院の規定(改正草案意見募集稿)	国务院关于经营者集中申报标准的规定（修订草案征求意见稿）	国家市場監督管理總局	6月27日	/	8
10	事業者結合審査規定(意見募集稿)	经营者集中审查规定（征求意见稿）	国家市場監督管理總局	6月27日	/	8
11	市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定(意見募集稿)	禁止濫用市場支配地位行為規定（征求意见稿）	国家市場監督管理總局	6月27日	/	9
12	独占協定の禁止に関する規定(意見募集稿)	禁止壟斷協議規定（征求意见稿）	国家市場監督管理總局	6月27日	/	10
13	知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為の禁止規定(意見募集稿)	禁止濫用知識產權排除、限制競爭行為規定（征求意见稿）	国家市場監督管理總局	6月27日	/	10
14	行政權力の濫用による競争の排除、制限行為の阻止に関する規定(意見募集稿)	制止濫用行政權力排除、限制競爭行為規定（征求意见稿）	国家市場監督管理總局	6月27日	/	11
15	個人情報越境標準契約規定(意見募集稿)	个人信息出境標準合同規定（征求意见稿）	国家インターネット情報弁公室	6月30日	/	12

➤ 2022年6月重要法令解説

1. 情報安全技術 モバイルスマート端末向けモバイルインターネットアプリケーション(App)個人情報取扱活動管理ガイドライン(意見募集稿)(中国語:信息安全技術 移动智能终端的移动互联网应用程序(App)个人信息处理活动管理指南(征求意见稿))

全国情報安全標準化技術委員会 2022年6月13日公表

公示サイト:https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20220613211733&norm_id=2021110800016&recode_id=47126

随着移动互联网的迅速发展,移动互联网应用程序给人们生活带来便利的同时,也存在不合理收集、使用个人信息的问题。其主要原因之一在于相关标准规范缺失。因此,2022年6月13日,全国信息安全标准化技术委员会发布了《信息安全技术 移动智能终端的移动互联网应用程序(App)个人信息处理活动管理指南(征求意见稿)》,截至2022年8月12日公开征求意见。

《征求意见稿》提出了移动智能终端对App个人信息处理活动的五项管理原则,包括公开透明、方便管理、确保安全、细致管控、合理适度。基于App在移动智能终端的生命周期各节点(具体包括安装、启动、运行、更新、退出、卸载等阶段)中用户个人信息风险,给出相应管理措施,增强App处理个人信息行为明示程度,为App用户提供更多个人信息保护控制机制,加强移动终端操作系统上运行的移动互联网应用程序的个人信息安全。

モバイルインターネットの発展に伴い、モバイルアプリケーションは人々の生活に利便性をもたらしめているが、同時に、個人情報の不適正な収集・使用といった問題も顕在化している。関連する標準や規範の欠如が、その主な原因の一つと言われている。このような背景のもと、全国情報安全標準化技術委員会より、推奨性国家標準「情報安全技術 モバイルスマート端末向けモバイルインターネットアプリケーション(App)個人情報取扱活動管理ガイドライン(意見募集稿)」が作成された。2022年6月13日から2022年8月12日まで公開され、パブリックコメントを募っている。

同ガイドライン案では、モバイルスマート端末によるモバイルアプリケーションの個人情報取扱に対する、5つの管理原則(公開・透明、管理が便利、安全確保、詳細な制御、合理・適度)を掲げている。また、モバイルスマート端末における、モバイルアプリケーション・ライフサイクルの各段階(インストール、起動、実行、更新、終了、アンインストール等)でのユーザーの個人情報に係るリスクに基づいた管理措置を定めている。モバイルアプリケーションによる個人情報取扱の透明度を高め、個人情報保護に係る規制を強め、モバイルスマート端末 OS 上で実行されるモバイルアプリケーションの個人情報に係る安全性を向上させる狙いだ。

2. モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定(2022年改正)(中国語:移动互联网应用程序信息服务管理规定(2022年修订))

国家インターネット情報弁公室 2022年6月14日公布、2022年8月1日施行

公示サイト:http://www.cac.gov.cn/2022-06/14/c_1656821626455324.htm

2022年6月14日,国家互联网信息办公室发布新修订的《移动互联网应用程序信息服务管理规定》,自2022年8月1日起施行。相较于现行《规定》,本次修订《规定》新增了《网络安全法》、《数据安全法》、《个人信息保护法》、《未成年人保护法》以及《互联网新闻信息服务

务管理规定》等法律法规作为制定依据，并配合相应规范性文件对信息服务领域有所涉及的有关内容作出了规定。

新《规定》共 27 条，包括信息内容主体责任、真实身份信息认证、分类管理、行业自律、社会监督及行政管理等内容。新《规定》要求，应用程序提供者和应用程序分发平台应当履行信息内容管理主体责任，建立健全信息内容安全管理、信息内容生态治理、数据安全和个人信息保护、未成年人保护等管理制度，确保网络安全，维护良好网络生态。《规定》还强调，应用程序提供者不得通过虚假宣传、捆绑下载等行为，通过机器或者人工刷榜、刷量、控评等方式，或者利用违法和不良信息诱导用户下载。

2022 年 6 月 14 日、国家インターネット情報弁公室より、改正「モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定」が公布された。2022 年 8 月 1 日から施行する。改正法は、現行法(2016 年制定)には記載のないデータ三法(サイバーセキュリティ法・データセキュリティ法・個人情報保護法)や「未成年者保護法」、「インターネットニュース情報サービス管理規定」等の関連法令に基づき制定されたもので、関連する規範性文書を踏まえた、情報サービス分野の管理について定めている。

改正法は、全 27 条からなり、主に情報サイトの主体责任、本人確認情報の確認、分類管理、業界の自律性、公衆による監督及び行政管理等の内容について定めている。また、サイバー空間における安全性を確保し、良好なサイバー・エコシステムを維持するために、アプリケーション提供者とアプリケーション配布プラットフォームに対し、情報サイトの管理責任を負い、情報サイトの安全管理・統制を行い、データセキュリティ・個人情報保護、未成年者保護等の管理制度を整備することを要求している。アプリケーション提供者に対しては、さらに、虚偽宣伝、抱き合わせダウンロード等の行為や、自動又は手動の不正操作による順位・トラフィック数のデータ粉飾、やらせレビュー等の方法又は違法・不適切な情報によるユーザーへのダウンロード誘導を禁止している。

3. インターネットコメントサービス管理規定(修訂草案意見募集稿)(中国語: 互联网跟帖评论服务管理規定(修訂草案征求意见稿))

国家インターネット情報弁公室 2022 年 6 月 17 日公表

公示サイト: http://www.cac.gov.cn/2022-06/17/c_1657089000974111.htm

目前、跟帖评论服务已经成为各类传播平台的标配，也成为广大网民互动交流、表达意见、舆论监督的重要方式。但在评论区发表谩骂攻击、违背社会公序良俗的极端言论，发布淫秽色情、血腥暴力、虚假广告等违规信息的乱象屡见不鲜。早在 2017 年就发布实施《互联网跟帖评论服务管理规定》，虽取得一定成效，但乱象仍未得到有效遏制。2022 年 6 月 17 日，国家互联网信息办公室公布了《互联网跟帖评论服务管理规定(修訂草案征求意见稿)》，截至 2022 年 7 月 1 日公开征求意见。

《征求意见稿》延续使用先前版本确立的主要制度，如实名制制度、先审后发制度、用户信息保护制度等。在此基础上，对公众账号生产运营者自主管理责任和权限单独进行了明确，新增对被处置的跟帖评论信息申诉制度，丰富跟帖评论服务提供者对于违规内容的处置措施，调整对跟帖评论服务提供者的信用评估和管理制度。

現在、コメント機能(文字、記号、絵文字、画像、音声・動画等によりコメント・チャット、コメント返し、メッセージ預かり、弾幕等を表示させる機能)は、コミュニケーションプラットフォームにおける標準機能として、ネットユーザーによる評価、情報交流、世論形成の重要なツールとなっている。しかし、誹謗中傷、公序良俗に反する過激な言論、卑猥な内容、残虐な描写、虚偽・誇大な広告等、不正な表現・情報が表示されることも珍しくない。2017 年、「インターネットコメントサービス管理規定」の制定によ

り、一定の成果が得られたとはいえ、そうした無秩序な現象が有効に制御できているとは言い難い現状である。そうした背景のもと、同法の改正が行われ、このたび、国家インターネット情報弁公室より、「インターネットコメントサービス管理規定(改正草案意見募集稿)」が公開され、2022年7月1日までパブリックコメントの手続きが実施された。

改正案では、実名での投稿、コメント表示前の審査、ユーザー個人情報保護等の現行法の制度は残したうえで、公式アカウント運用者の管理責任と権限について明確に定めている。また、違法なコメント及びコメント機能サービス利用者に対する、コメント機能サービス提供者が講じることができる処置・措置の方法を多様化したうえで、コメントの処置(削除、ブロック等)に対する異議申立て制度を新設している。さらに、コメント機能サービス提供者による、ユーザーに対する信用評価及び管理制度についても調整を加えている。

4. サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範(中国語:网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范)

全国情報安全標準化技術委員会 2022年6月24日公布、施行
公示サイト: <https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20220624175016>

《个人信息保护法》第三十八条第一款第二项设立了个人信息保护认证制度，为细化和落实该制度，以便利个人信息跨境处理活动，2022年6月24日，全国信息安全标准化技术委员会公布了《网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范》。

《规范》包含适用情形、认证主体、基本原则、基本要求、个人信息主体权益保障等，为认证机构实施个人信息跨境处理活动认证提供认证依据，也为个人信息处理者规范个人信息跨境处理活动提供参考。

需要注意的是，关键信息基础设施运营者或处理个人信息达到网信部门规定数量的个人信息处理者向境外提供个人信息依然应当通过国家网信部门组织的安全评估，认证无法替代政府安全评估要求。除此之外，在其他非强制要求评估的情况下，按照《规范》进行的个人信息保护认证可以作为数据出境的方式。

個人情報保護認証制度は、「個人情報保護法」第38条に定める制度である。2022年6月24日、当該制度の詳細を定めた指針として、全国情報安全標準化技術委員会より、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範」が公布された。

同ガイドラインでは、適用事由、認証主体、基本原则、基本要求、個人情報主体の権益保障等について定めており、認証機構の個人情報保護認証における越境取扱活動の認証依拠を示している。また、個人情報取扱者の個人情報越境取扱活動に関するコンプライアンス体制の整備においても参考とすることができる。

なお、重要情報インフラ運営者又は個人情報の取扱量がインターネット情報機関が定める数量に達する個人情報取扱者が個人情報を国外に提供する場合には、依然として、国家インターネット情報機関による安全評価に合格しなければならないという点に注意しなければならない。安全評価を必須としない場合には、同ガイドラインに定める個人情報保護認証を受けることで、データの越境移転を行うことができる。

5. 電気通信ネットワーク詐欺防止法(草案)(二次審議稿)(中国語:反电信网络诈骗法(草案)(二次审议稿))

全国人民代表大会常務委員会 2022年6月24日公表

公示サイト: <http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8081818180a22501818f68ad3b6f6d>

近年来,电信网络诈骗犯罪活动猖獗,发案量高、损失额大、群众反映强烈,为有效遏制犯罪态势需要进一步完善相关制度。近日,十三届全国人大常委会第三十五次会议对《反电信网络诈骗法(草案二次审议稿)》进行了审议并予以公布,截至2022年7月23日征求意见。

《二次审议稿》包括总则、电信治理、金融治理、互联网治理、综合治理措施、法律责任、附则,共七章46条。与一次审议稿相比,调整部分措辞,强调开展综合治理,以预警劝阻系统的打造为核心实现多方共同参与。增加宣传引导及预警劝阻相关内容,进一步明确各企业、部门责任,加大对参与、帮助、支撑诈骗活动开展等的单位或个人的处罚力度,并且首次将保密管理及个人隐私纳入草案。

近年、電気通信ネットワークを利用した詐欺等の犯罪が横行している。事件数、被害額、世間の関心度の高まりに伴い、犯罪を有効に防止する規制強化が急務となっている。このたび、第13期全国人民代表大会常務委員会第35回会議にて、「電気通信ネットワーク詐欺防止法(草案)(二次審議稿)」が審議された。2022年6月24日から7月23日まで公開され、パブリックコメントを募集している。

二次審議稿は、全7章(総則、電気通信ガバナンス、金融ガバナンス、インターネットガバナンス、総合ガバナンス措置、法律責任、附則)46条からなる。一次審議稿より文言の一部が改められ、公安機関その他関連機関と関連事業者・金融機関等の共同による早期警戒・阻止体制を構築する等、総合ガバナンスを推し進めていくことを定めている。また、各事業者、各主管機関における宣伝、指導、警告、阻止の責任が明文化され、詐欺行為への参加、幫助、支援を行った単位又は個人に対する罰則が強化された。さらに、秘密保持及び個人情報管理についても規定を新設している。

6. 民事強制執行法(草案意見募集稿)(中国語:民事强制执行法(草案征求意见稿))

全国人民代表大会常務委員会 2022年6月24日公表

公示サイト: <http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8081818180a22501818f4e82cc6c89>

为“切实解决执行难”,治理案件底数不清、执行行为不规范、案款管理混乱等乱象,回应一些市场主体通过民事强制执行程序及时高效兑现胜诉权益的强烈诉求,近日,第十三届全国人大常委会第三十五次会议对《民事强制执行法(草案征求意见稿)》进行了审议并予以公布,截至2022年7月23日公开征求意见。

《征求意见稿》分为4编17章,共207条,各编依次为总则、实现金钱债权的终局执行、实现非金钱债权的终局执行、保全执行以及附则。《征求意见稿》以民事诉讼法执行程序编为基础,对民事强制执行的执行机构和人员、执行依据和当事人、执行程序、执行救济和监督、对金钱债权的执行、对非金钱债权的执行、保全执行等制度作出了规定。

強制執行による債権回収が困難といった問題を解決し、差押えの対象が把握し難い、執行の行為や換価金銭の管理が混沌としている現象を改善し、民事強制執行による勝訴の権益の迅速かつ効率的な実現の要望に応えるため、このたび、「民事強制執行法(草案意見募集稿)」が作成され、第13期全国人民代表大会常務委員会第35回会議において審議された。2022年7月23日までの期間、公開され、パブリックコメントを募っている。

法案は、全4編(総則、金銭債権の終局執行の実現、非金銭債権の終局執行の実現、保全執行、附則)17章207条からなる。改正「民事訴訟法」(2022年1月1日施行)の執行手続編の規定に基づ

き、民事強制執行の執行機関・人員、執行根拠、執行当事者、執行手続、執行救済、執行監督、金銭債権の執行、非金銭債権の執行、保全執行等の制度について定めている。

7. 中華人民共和国独占禁止法(2022年改正)(中国語: 中華人民共和國反壟斷法(2022年修訂))

全国人民代表大会常務委員會 2022年6月24日公布 2022年8月1日施行

公示サイト: <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202206/e42c256faf7049449cdfaafb374a3595.shtml>

2022年6月24日、第十三届全国人大常委会第三十五次会议审议公布了《中华人民共和国反垄断法(2022年修订)》，自2022年8月1日起施行。针对该法规的详细解读请见环球中国法速报第57期。

2022年6月24日、第13期全国人民代表大会常務委員會第35回會議において、改正「中華人民共和國独占禁止法」が可決され、成立した。2022年8月1日から施行する。同法については、「環球中国法速報」第57号にて詳しく解説しているため、そちらを参照されたい。

8. インターネットユーザーアカウント情報管理規定(中国語: 互聯網用戶賬號信息管理規定)

国家インターネット情報弁公室 2022年6月27日公布 2022年8月1日施行

公示サイト: http://www.cac.gov.cn/2022-06/26/c_1657868775042841.htm

近年来，随着互联网信息服务飞速发展，通过注册、使用账号信息，编造传播虚假信息、实施网络暴力等行为时有发生。2022年6月27日，国家互联网信息办公室公布了《互联网用户账号信息管理规定》，自2022年8月1日起施行。

《规定》共5章24条，对于服务提供的平台主体、账号信息的使用者以及监管范围进一步细化，对于账号的真实性要求更进一步的认证和核实，对于已经产生的账号信息要求建立健全存量数据的核验以及用户举报机制，对于处置不当的处罚措施进行了更细化的告知。具体包括要求公示用户互联网协议(IP)地址归属地信息，要求申请注册从事经济、教育、医疗卫生、司法等领域信息内容生产的账号，在账号信息中加注专门标识等。

近年、インターネット情報サービスの急速な発展に伴い、アカウント情報の登録・使用による虚偽の情報の捏造・伝播、誹謗中傷等が相次いでいる。そうした違法行為を防止するために、2022年6月27日、国家インターネット情報弁公室より、「インターネットユーザーアカウント情報管理規定」が公布された。2022年8月1日から施行する。

同法は全5章24条からなり、インターネット情報サービス提供者、アカウント情報使用者の責務及び関係機関の監督範囲について詳細に定めている。インターネット情報サービス提供者は、新規アカウント情報の登録申請時における事実確認・認証だけでなく、発生済みのアカウント情報についても検査を行わなければならない。また、アカウント情報ページにはIPアドレス範囲を公示し、経済・教育・医療衛生・司法等の分野の情報に係るアカウント情報には専用の標章を付加しなければならない。そのほか、ユーザー苦情・告発の受付・対応体制を確立することや、規定に違反した場合の詳細な罰則についても定めている。

9. 事業者結合申告標準に関する国务院の規定(改正草案意見募集稿)(中国語:国务院關於經營者集中申報標準的規定(修訂草案征求意见稿))

国家市場監督管理總局 2022年6月27日公表

公示サイト:https://www.samr.gov.cn/jzxts/tzgg/zqyj/202206/t20220625_348150.html

随着新修《反垄断法》的公布，市场监管总局于2022年6月27日公布了《国务院关于经营者集中申报标准的规定（修订草案征求意见稿）》，截至2022年7月27日公开征求意见。

本次修订主要包括：

(一) 提高营业额标准，对全球合计营业额、中国境内合计营业额和单方中国境内营业额的要求，由现行100亿元人民币（币种下同）、20亿元和4亿元分别提高到120亿元、40亿元和8亿元，低于此标准的经营者集中原则上无需申报。

(二) 优化申报标准，对于在中国境内营业额超过1000亿元的企业开展经营者集中，符合一定条件的，纳入审查范围。

(三) 配套《反垄断法》修改，对未达申报标准但符合《反垄断法》相关情形的集中进行相应规定。

改正「独占禁止法」の成立に伴い、「事業者結合申告標準に関する国务院の規定」(2018年改正)の見直しが行われている。2022年6月27日、市場監督管理總局より、改正草案意見募集稿が発表され、2022年7月27日までの期間、パブリックコメントを募っている。

主な変更点は以下のとおり。

(1) 全世界における売上高の合計(現行:100億人民币)、中国国内における売上高の合計(現行:40億人民币)及び一方の中国国内における売上高(現行:4億人民币)について、それぞれ120億人民币、40億人民币及び8億人民币に上げる。これらの基準に達していない事業者は原則として申告を要しない。

(2) 中国国内における売上高が1,000億人民币を超える事業者の事業者結合について、一定の条件に満たす場合には、審査の対象とする。

(3) 申告基準に達していないが、申告を必要とする事由について、改正「独占禁止法」と同様の内容を定めている。

10. 事業者結合審査規定(意見募集稿)(中国語:经营者集中審査規定(征求意见稿))

国家市場監督管理總局 2022年6月27日公表

公示サイト:https://www.samr.gov.cn/jzxts/tzgg/zqyj/202206/t20220624_348145.html

为配套新修改的《反垄断法》，进一步规范和优化经营者集中反垄断申报和审查流程，市场监管总局于2022年6月27日公布了《经营者集中审查规定（征求意见稿）》，截至2022年7月27日公开征求意见。

本次修订主要包括：

(一) 关于经营者集中审查期限停钟制度。针对适用中止计算经营者集中审查期限的三种情形，制定了启动条件、恢复条件和适用程序等细则。

(二) 关于未达申报标准的审查和调查规则。明确虽未达申报标准但满足一定条件的，市场监管总局可以要求申报。

(三) 关于违法实施经营者集中调查。进一步明确“实施集中”的概念，规定第三方的配合调查义务。

(四) 关于提高审查质量和效率。提出健全经营者集中分类分级审查制度, 加强对涉及国计民生等重要领域的执法力度, 丰富附加限制性条件的种类。

(五) 关于法律责任。增加申报代理人的法律责任, 提高违法实施经营者集中和拒绝、阻碍执法情形的罚款额度, 加强受托人和剥离业务买方未按规定履行义务的法律責任。

改正「独占禁止法」の成立に伴い、「事業者結合審査暫定規定」(2020 年制定)に定める事業者結合の申告及び審査の手続をさらに規範化・最適化するため、このたび、市場監督管理総局より、「事業者結合審査規定(意見募集稿)」が作成された。2022 年 6 月 27 日から 2022 年 7 月 27 日までの期間、パブリックコメントを募っている。

主な変更点は以下のとおり。

(1) 事業者結合の審査期限の計算の一時停止が適用される 3 つの事由について、その停止が始まる条件、再度継続して計算が始まる条件及び適用される手続等の細則を定めた。

(2) 申告基準に達していないものの、一定の条件に該当する場合、市場監督管理総局より事業者に申告を要請することができる。

(3) 「結合の実施」の概念を明文化した。また、第三者による調査に対する協力義務について定めた。

(4) 経営者結合に対する分類・等級付け審査制度を整備し、重要分野に対する取締りを強化し、附加する制限条件の種類を多様化した。

(5) 申告代理人の法的責任の規定を新設した。違法な事業者結合及び取締り活動への拒絶・妨害行為に対する過料金額を引上げ、受託者及び分離事業の売主の義務違反時の罰則を強化した。

11. 市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定(意見募集稿)(中国語:禁止濫用市場支配地位行為規定(征求意见稿))

国家市場監督管理総局 2022 年 6 月 27 日公表

公示サイト: https://www.samr.gov.cn/jzxts/tzgg/zqyj/202206/t20220627_348153.html

为配套新修改的《反垄断法》，市场监管总局于 2022 年 6 月 27 日公布了《禁止濫用市場支配地位行為規定(征求意见稿)》，截至 2022 年 7 月 27 日公开征求意见。

本次修订主要包括以下几点。

(一) 明确反垄断相关制度在平台经济领域的适用规则；

(二) 增加“市场集中度”作为分析相关市场竞争状况的考虑因素；

(三) 完善认定“不公平价格”行为的考虑因素；

(四) 调整行政处罚决定书包括的内容并进一步规范中止调查和垄断案件报告备案程序；

(五) 新增约谈制度，新增反垄断执法机构工作人员违法情形的处理等规定。

改正「独占禁止法」の成立に伴い、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定」(2019 年制定)の見直しが行われ、2022 年 6 月 27 日、市場監督管理総局より「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定(意見募集稿)」が公開された。2022 年 7 月 27 日まで、パブリックコメントを募っている。

主な変更点は以下のとおり。

(1) プラットフォーム経済分野における独占禁止関連制度の適用規則について明文化した。

(2) 関連市場の競争状況を分析する考慮要素として、「市場集中度」を追加した。

(3) 「不公平な価格」か否かを認定する考慮要素について詳細を定めた。

(4) 行政処罰決定書に含まれる内容や、調査の一時停止及び独占事件の報告・届出について調整

を加えた。

(5) 事情聴取制度や、取締り業務における処理方法等の規定を新設した。

12. 独占協定の禁止に関する規定(意見募集稿)(中国語:禁止垄断协议规定(征求意见稿))

国家市場監督管理總局 2022年6月27日公表

公示サイト: https://www.samr.gov.cn/jzxts/tzgg/zqyj/202206/t20220627_348157.html

为配套新修改的《反垄断法》，市场监管总局于2022年6月27日公布了《禁止垄断协议规定(征求意见稿)》，截至2022年7月27日公开征求意见。

本次修订主要内容如下。

(一) 新增关于横向垄断协议“具有竞争关系的经营者”的定义，明确实际和潜在的竞争者均可能成为横向垄断协议的主体；

(二) 新增经营者对所达成的纵向价格协议进行抗辩的权利；

(三) 新增数字经济手段构成达成垄断协议的行为方式；

(四) 新增安全港制度；

(五) 新增组织和帮助达成垄断协议的经营者法律责任；

(六) 进一步规范中止调查程序、细化宽大申请和认定程序、理顺豁免认定程序、增加约谈制度；

(七) 新增反垄断执法机构工作人员违法情形的处理等规定。

改正「独占禁止法」の成立に伴い、「独占協定の禁止に関する暫定規定」(2019年制定)の見直しが行われ、2022年6月27日、市場監督管理總局より「独占協定の禁止に関する規定(意見募集稿)」が公表された。2022年7月27日まで、パブリックコメントを募っている。

主な変更点は以下のとおり。

(1) 水平的独占協定における「競争関係を有する事業者」の定義において、すべての事業者(潜在的な事業者を含め)が水平的独占協定の主体になりうることを明文化した。

(2) 垂直的価格独占協定について、事業者は抗弁の権利を有することを定めた。

(3) 独占協定の締結方法として、デジタル経済手段を追加した。

(4) セーフハーバールールを新設した。

(5) 他の事業者による独占協定の締結を手配・帮助した事業者への罰則を新設した。

(6) 調査一時停止の手續の規範化、リニエンシー申告及び認定の詳細化、免除の認定手續の整理、事情聴取制度の新設を行った。

(7) 独占禁止法執行機関の人員による職権乱用・職務怠慢・情報漏洩等の行為に対する対応・処分についての規定を新設した。

13. 知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為の禁止規定(意見募集稿)(中国語:禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为规定(征求意见稿))

国家市場監督管理總局 2022年6月27日公表

公示サイト: https://www.samr.gov.cn/jzxts/tzgg/zqyj/202206/t20220627_348158.html

为配套新修改的《反垄断法》，进一步完善知识产权领域反垄断制度体系，更好促进竞争和创新，市场监管总局于2022年6月27日公布了《禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为规定(征求意见稿)》，截至2022年7月27日公开征求意见。

本次修订主要内容如下。

(一) 健全知识产权领域反垄断制度规则，具体包括明确知识产权领域垄断行为范围，细化知识产权领域滥用市场支配地位行为制度规则，增加认定市场支配地位的考量因素，完善限定交易、搭售、附加不合理限制条件等行为认定规则，增加涉及知识产权的经营者集中申报、审查和附加限制性条件的具体规定。

(二) 完善标准必要专利等重点领域反垄断规则，具体包括完善有关专利联营的垄断协议、滥用市场支配地位行为规定，明确实施中的垄断协议情形，完善标准必要专利许可中的滥用市场支配地位行为规定，增加对著作权集体管理组织垄断行为的规定。

改正「独占禁止法」の成立に伴い、また、知財分野における独占禁止制度をさらに整備し、市場競争及びイノベーションを促進するため、「知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為の禁止に関する規定」(2015年制定)の見直しが行われ、このたび、市場監督管理総局より「知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為の禁止規定(意見募集稿)」が作成された。2022年6月27日から2022年7月27日までの期間、パブリックコメントを募っている。

主な変更内容は以下のとおり。

(1) 知財分野における独占行為の範囲の明確化、市場支配的地位の濫用行為に関する制度・規則の細分化、市場支配的地位の認定における考慮要素の追加、取引限定・抱き合わせ販売・不合理な制限条件の附加等の行為の認定ルールの整備、事業者結合の申告・審査・制限的条件の附加に関する詳細な規定の新設が行われた。

(2) パテントプールに関連する独占協定や市場支配的地位の濫用行為に関する規定を整備し、「独占協定が実施」された状況について明確化し、標準必須特許許諾における市場支配的地位の濫用行為に関する規定を完備化し、著作権集中管理団体の独占行為に対する規定を新設した。

14. 行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の阻止に関する規定(意見募集稿)(中国語: 制止濫用行政权力排除、限制竞争行为规定(征求意见稿))

国家市場監督管理総局 2022年6月27日公表

公示サイト: https://www.samr.gov.cn/jzxts/tzgg/zqyj/202206/t20220627_348162.html

为全面落实新《反垄断法》的需要，加强和改进制止濫用行政权力排除、限制竞争反垄断执法，市场监管总局于2022年6月27日公布了《制止濫用行政权力排除、限制竞争行为规定(征求意见稿)》，截至2022年7月27日公开征求意见。

本次修订主要内容如下。

(一) 对限定交易、妨碍商品自由流通等排除、限制竞争行为表现方式予以进一步细化。

(二) 进一步明确执法要求，具体包括新增有关单位或者个人应当配合调查的要求，行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织应当将有关改正情况书面报告上级机关和反垄断执法机构的要求，明确将消除相关竞争限制作为执法机构结束调查或者提出行政建议的基础和关键点。

(三) 增加执法约谈规定，增加公平竞争审查的内容，充实竞争倡导的内容。

改正「独占禁止法」の成立に伴い、行政権力濫用による競争の排除・制限に関する独占禁止法執行を強化・改善するため、「行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の阻止に関する暫定規定」(2019年制定)の見直しが行われ、このたび、市場監督管理総局より「行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の阻止に関する規定(意見募集稿)」が作成された。2022年6月27日から2022年7月27日までの期間、パブリックコメントを募っている。

主な変更点は以下のとおり。

- (1) 取引の限定、商品の自由流通の妨害等の競争を排除し、制限する行為を細分化した。
- (2) 取締りの調査への協力義務、行政機関及び公共事務管理の職能を有する組織による上級機関及び独占禁止法執行機関への是正状況報告義務の規定を新設した。競争制限の除去を、調査終了又は行政復議建議書の提出における根拠及びキーポイントとすることを明文化した。
- (3) 事情聴取制度を新設し、公平競争審査の内容を追加し、競争を提唱する内容を多く盛り込んだ。

15. 個人情報越境標準契約規定(意見募集稿)(中国語:个人信息出境标准合同规定(征求意见稿))

国家インターネット情報弁公室 2022年6月30日公表

公示サイト:http://www.cac.gov.cn/2022-06/30/c_1658205969531631.htm

《个人信息保护法》第38条规定，向境外提供个人信息的，要按照国家网信部门制定的标准合同与境外接收方订立合同。但是这个标准合同一直没有出台，一些外商投资企业法务部或涉外律所按照自己的经验和对法律的理解制定了个人信息出境的流程和标准法律文本，难免有些不安。

2022年6月30日，国家互联网信息办公室发布《个人信息出境标准合同规定(征求意见稿)》(下称《征求意见稿》)，现向社会征求意见，意见反馈截至7月29日。

《征求意见稿》规定，个人信息处理者同时符合“非关键信息基础设施运营者”等四类情形的，可以通过签订标准合同的方式向境外提供个人信息。同时，个人信息处理者向境外提供个人信息前，应当事前开展个人信息保护影响评估，重点评估“个人信息处理者和境外接收方处理个人信息的目的、范围、方式等的合法性、正当性、必要性”等六项内容。

《征求意见稿》还指出，标准合同包括“个人信息处理者和境外接收方的基本信息，包括但不限于名称、地址、联系人姓名、联系方式”等六个方面主要内容。个人信息处理者应当在标准合同生效之日起10个工作日内，向所在地省级网信部门备案。标准合同生效后个人信息处理者即可开展个人信息出境活动。

「個人情報保護法」第38条には、中国国外に個人情報を提供する場合には、国家インターネット情報機関が制定する標準契約に従い、国外の移転先と契約を締結しなければならないと定めている。ただし、これまで、この「標準契約」に関する法令等が発表されていなかったため、関連事業者は自らの経験・判断だけを頼りに、個人情報の国外移転に関する契約を作成せざるを得ない状態が続いていた。

そのような背景のもと、2022年6月30日、国家インターネット情報弁公室より、「個人情報越境標準契約規定(意見募集稿)」が発表された。2022年7月29日まで、パブリックコメントを募っている。

法案では、個人情報取扱者が、「重要情報インフラ運営者ではない」等の4つの事由のすべてに該当する場合は、標準契約を締結することにより、国外に個人情報を提供することができることと定めている。また、個人情報取扱者は、国外に個人情報を提供する前に、「個人情報取扱者及び国外の移転先における個人情報取扱の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性」等の6つの内容を重点項目とする、個人情報保護影響評価を行わなければならない。

また、標準契約には、「個人情報取扱者及び国外の移転先の基本情報(名称、住所、連絡人の氏名、連絡先等)」といった6項目の内容を含めることを定めている。個人情報取扱者は、標準契約の効力発生後、個人情報越境活動を行うことができるが、標準契約の効力発生日から10営業日以内に、所在地の省級インターネット情報機関に届出を行わなければならない。

▶ コラム: 弁護士が見る 時代と歩む中国法

「皇帝の娘」も嫁ぎ先を心配

文/鮑榮振

法律専攻の大卒者は就職難？

北京の法律系の有名大学に中国政法大学がある。その修士学院(大学院)が高校生向けに開いた各職業の紹介講座で、筆者は弁護士という仕事を代表して、次のような話をした。

「中国は現在、法による国家統治を全面的に推し進めており、さまざまな業界で法律専攻の大学卒業生らが重用されるようになっていきます。皆さんが本学で法律をしっかりと学べば、卒業時には『皇帝の娘、嫁入り先の心配なし』ということわざのように、裁判官や検察官、弁護士や公証人などの法曹界をはじめ、企業の法務担当者など良い就職先を選び放題です」

「法律専攻の大卒者らは就職先を選び放題」というのは、筆者の長年にわたる弁護士の実務経験から出た結論である。ところが、第三者調査機関のマイコス研究院が発表した『中国大学生就職報告書』を読んで驚いた。「近年、大学の絵画や歴史学、応用心理学などの専攻や、専科大学などの法律事務の専攻は就職状況が悪化しつつある」という記事を見つけたのだ。まさか、「皇帝の娘」も嫁入り先の心配をする時代になったのだろうか。

優秀な学生だけが「皇帝の娘」

ネットで調べてみたところ、このような状況は目新しくないことが分かった。早くは、2009年の「失業率の高い専攻トップ10」という記事で、法律専攻は第8位にランクインされている。しかも、その後も毎年、同じような状況が記事や報告書で発表されている。

こうした記事と、筆者が実務で得た感覚との間に、ここまで大きな隔たりがあるのはなぜだろうか。筆者の知るところでは、毎年多くの高校生が法学部を受験している。また、法学部を設置している大学も多い。

これは、大学側は少ない投資で済むし、成果も出るのが早く、大学としての格も高く見えるからだ。入学希望者もたくさん確保でき、他の専攻より高い学費を取ることもできる。特別な設備は不要で、各法律の専門教師と教室がいくつかあればよい。合格ラインも低くなく、一部の大学はかなり高い。つまり法律は難しく法学部に入ることも困難で、就職の役に立たないのに、依然多くの学生を引きつけているということだ。

実際は、法学部の学生が多過ぎ、毎年卒業生の数が採用側のニーズを大きく上回って、就職難という結果を招いている、といったところだろう。ただし、名門大学の法学部で成績も優秀な卒業生はやはり引く手あまたで、提示される新卒給与も相当なものだ。つまり、法学部の学生全てが「皇帝の娘」なのではなく、一部の優秀な人材だけが「皇帝の娘」なのである。学歴も能力も普通という多くの学生は理想の仕事に就くことができない。その結果、法学部卒業生全体の就職率を引き下げてしまっているのだ。従って、良い就職先を見つけられるかどうかは、学生自身が「皇帝の娘」であるかどうか重要なのである。

普通の法学部生どうする

以前、ネット上で、「皇帝の娘」ではない学生から次のような質問を受けたことがある。「私は普通の大学の卒業生で、法学学士・法学修士の学位があり、独学で日本語能力試験 N1(最上級レベル)にも合格しました。今後、上海に行って、日系企業の法務部スタッフや、日本関係の法務を取り扱うパラリーガ

ル(法務補助)になりたいのですが、私でもなれるでしょうか。夢を追い掛けるべきか、それとも公務員になったり、古里で弁護士になるなど手堅く生きるべきかで迷っています」

この質問に対し、筆者は次のように回答した。「あなたの経歴なら、上海の普通の日系企業の法務スタッフにはなれると思いますが、パラリーガルはやや難しいかもしれません。法務スタッフを目指す場合、上海には日系企業も多くありますから、選択の幅も広いですし、採用基準も弁護士ほど厳しくはないでしょう。しかし、パラリーガルを目指す場合、日本に関する業務を取り扱うのは、ほとんどが大手渉外事務所なので、合格までの競争は激しく、名門大学の出身や高い日本語能力、司法試験に合格していることを求められます。また近頃は、日本で法律を勉強した中国人留学生が帰国後、大手の海外法務事務所を目指す場合も多いので、より競争が激しくなっています」

筆者はこれまで、中国政法大学や中国人民大学といった一流大学の法律専攻の学生向けに、講義や座談会を何回も行ってきた。その「皇帝の娘」である彼らからは、「先生が在籍されているような、トップクラスの法律事務所に入るにはどうすればよいでしょうか。どんな専門知識を学ぶべきでしょうか」という質問をされることが多い。ところが以前、北京のそれほど有名ではない大学の法学部で講義した際には、そのような質問が出ることはなかった。彼らは、北京に残って仕事ができるなどとははなから考えていないのだ。ましてや北京のトップレベルの法律事務所就職できるなどとは夢にも思っていない。戸籍がある古里の都市に戻って、田舎の小中学校で社会科の先生をしたり、公証人をする卒業生が大部分なのだ。

法曹人の人知れぬ悩み

ところで、弁護士など法曹人の苦勞が端的に反映されるのはどこかご存知か。それは少ない頭髪だ。例えば弁護士に、この仕事に就いてどんな変化があったか、その苦しみや喜びは何かと尋ねると、答えはこうだ。最大の喜びは、法律の知識を活かして社会や経済発展に貢献し、人々の悩みを解決すること。

しかし、苦しみの一つとして、意外にも頭髪の減少を挙げる者が少なくない。弁護士になる前にはふさふさだった頭髪が次第に薄くなり、数年のうちになくなってしまう……なんてことは珍しくない。弁護士は、訴訟準備のため、人々が寝静まる深夜でも一心不乱にパソコンに向かわなければならない。時間に追われ、口にするのは自然と栄養が偏った出前ばかり。このような精神的・肉体的ストレスに長時間さらされる環境では、生え際も後退しないわけがない。

同様に、法律専攻の学生を大いに悩ませているのが脱毛である。司法試験の勉強では、新華字典よりも厚い資料を3冊も読まなければならない。合格への不安と焦燥感に駆られ、つつい頭をか。ひとかきすごとに髪の毛が犠牲となっていく!?

その法律専攻の学生が覚えなければならない本の量は、他のどの専攻の学生よりも多い。一般的な大学の法学部のカリキュラムを見ると、必修科目だけでも、法理学から始まり憲法、民法、刑法、中国法制史、商法、知的財産権法、経済法、民事訴訟法、行政法および行政訴訟法、刑事訴訟法、国際法、国際私法、国際経済法まで14科目ある。選択科目に至っては、法律論理学や中国法律思想史、司法弁論、民法実務、環境法学、海商法、国家賠償法、犯罪心理学など100以上の科目がある。

大学卒業後には、裁判官や検察官、弁護士の法曹三者になるチャンスを得るが、そのためには、日本の司法試験に相当する法律職業試験に合格しなければならない。この試験に合格しないと、法曹業務に就けないため、法律専攻の学生は卒業試験だけでなく、司法試験の勉強もしなければならない。

司法部(日本の法務省に相当)の統計によると、中国の司法試験の内容は、15教科全358万字の教材、290部余り全220万字の法規・司法解釈、全150万字の過去問、全700万字の基本文献などから出題される。日本と同様に中国でも司法試験は「中国の最難関試験」と見なされている。

制度改編により、従来の司法試験に代わり、2018年から国家法律職業資格試験が始まった。新制度の下では、従来の弁護士・裁判官・検察官・公証人に加え、行政処罰決定の審査に携わる者や行政不服申し立てに携わる者、行政裁決に携わる者、さらに法律顧問や仲裁人も、試験合格が就業の必須条件となった。逆に言えば、試験に合格できなければ、たとえ「皇帝の娘」であろうと進路選択の幅は、以前よりさらに狭まったということでもある。

——『人民中国』より転載

本速報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口（日本語対応可能）までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しております（内容は、日本語版ニュースレターのものとは異なります）。ご興味ございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本速報の著作権及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。